リハビリテーション学研究科 長期履修制度について

1. 趣旨

この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限(博士前期課程2年、博士後期課程3年)では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象とし、事情に応じて標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修を認めるものです。

2. 申請資格

長期履修を申請することができる者は、博士前期課程及び博士後期課程に入学しようと する者のうち、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 職業を有する者(正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者)
- (2) 育児、長期介護等の事由により、標準修業年限で修了することが困難である者
- (3) その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究 科が認めた者

3. 申請手続

○ 本研究科の入学者選抜に合格した者のうち、入学前に長期履修制度の適用を希望する者は、指導予定教員と履修計画及び研究計画について相談の上、研究科が指定する期日までに羽曳野キャンパス事務所学生グループに次の(1)~(2)の書類を提出してください。

【申請書類】

- (1) 長期履修願(様式第1号(第4条関係))
- (2) 区分ごとに必要な書類

区分	必要書類	
職業を有する者 (正規職員以外も含み、主として その収入で生計を立てている者)	在職証明又はそれに代わるもの	
育児、長期介護等の事由により、標準修業年限で 修了することが困難である者	本人の申立書及びそれを証明する資料	
その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で 修了することが困難であると研究科が認めた者		

○ 入学後に前項の各号のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、長期履修希望年度の前年度の研究科が指定する期日までに、事前に指導教員と相談の上、申請に必要な書類を提出してください。

4. 長期履修期間

長期履修期間は、博士前期課程の場合は、在学期間の範囲内において、3年~4年で認められた年限とします。博士後期課程の場合は、在学期間の範囲内において、4年~6年の1年単位とし、認められた年限とします。なお、在学期間は、標準修業年限の2倍の年数までですが、認められた長期履修期間を超えた場合は、通常の授業料が必要となります。

入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、大学院学則第7条に 規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以 内とします。長期履修の期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできませ ん。

5. 可否の認定

研究科教授会において、申請書類に基づき審査のうえ、学長が認定の可否を決定します。

6. 長期履修制度に係る授業料

規程で定められた大学の授業料の年額に標準履修年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額とします。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。

通常の授業料 × 標準修業年限 長期履修学生の年間の授業料 = 長期履修期間の年数

◆計算例(現行の授業料の年額535,800円での計算)

【博士前期課程:修業年限2年間の場合】

1年目	2年目	
535,800円	535,800円	

長期履修学生(博士前期課程3~4年の場合)

	1年目	2年目	3年目	4年目
3年間の場合	357, 200 円	357, 200 円	357, 200 円	
4年間の場合	267, 900 円	267, 900 円	267, 900 円	267, 900 円

※詳細については、羽曳野キャンパス事務所学生グループに問い合わせてください。

7. 長期履修期間の延長

長期履修期間の延長は認められません。

8. 長期履修期間の短縮

長期履修期間の満了前に修了に必要な単位数を取得する見込みのある場合は、長期履修期間を短縮することができます。短縮を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間短縮願(様式第2号(第7条関係))を羽曳野キャンパス事務所学生グループまで提出してください。長期履修期間の短縮は、学期単位とします。

なお、短縮が認められた場合は、残りの期間の授業料を所定の期日までに支払わなければなりません。

9. 問合せ先

羽曳野キャンパス事務所 学生グループ (教務担当) 〒583-8555 大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号 電話番号 072-950-2118